

事務連絡
令和3年6月22日

建設業関係団体の長 様
関係測量・設計業団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び
期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月
12日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の徹底をお願い
しているところです。

このたび、令和3年6月17日に政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特
別措置法に基づく緊急事態措置の区域が変更となり、同年6月20日をもって京都府が
解除されるとともに、同年7月11日までまん延防止等重点措置を実施すべき区域とな
ることが決定されました。

つきましては、別紙のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知（令和
3年6月21日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお
願いします。

なお、同ガイドラインについては下記ホームページに掲載しております。

(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001404285.pdf>)

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホ
ームページに掲載しております。

(<http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html>)

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5227

事務連絡
令和3年6月21日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年6月1日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年6月17日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県の1都1道2府6県から沖縄県のみに変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日まで延長することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県から同6月20日をもって岐阜県、三重県を除き、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を加えた1都1道2府6県に変更し、当該措置を実施すべき期間について同年7月11日までとすることが決定されたところです。

新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年6月17日変更））において、引き続き基本的な感染対策の徹底が重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していくこととされているほか、「令和3年6月21

日以降における取組」(令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ)において、大企業では、下請け先や取引先、派遣労働者、当該企業の職員の家族を含めて広く接種を行うよう働きかけるとともに、中小企業においては、業界団体等で共同の接種会場の設置を進められるよう、好事例の提供等を実施することによりワクチン接種の円滑化・加速化を図ることとされています。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年6月8日事務連絡)を含めた、令和3年6月1日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく願います。

新型コロナウイルス感染症対策本部による対応決定日		令和3年4月1日(木)	令和3年4月9日(金)	令和3年4月16日(金)	令和3年4月23日(金)	令和3年5月7日(金)	令和3年5月14日(金)	令和3年5月21日(金)	令和3年5月28日(金)	令和3年6月13日(日)	令和3年6月17日(木)
措置開始日		令和3年4月5日(月)	令和3年4月12日(月)	令和3年4月20日(火)	令和3年4月25日(日)	令和3年5月12日(水)	令和3年5月16日(日)	令和3年5月23日(日)	令和3年6月1日(火)	×	令和3年6月21日(月)
予定措置終了日(最長の日付)		令和3年5月5日(水)	令和3年5月11日(火)	令和3年5月11日(火)	令和3年5月11日(火)	令和3年5月31日(月)	令和3年6月13日(日)	令和3年6月20日(日)	令和3年6月20日(日)	×	令和3年7月11日(日)
通知発出の有無		○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
通知発出日		令和3年4月5日(月)	令和3年4月12日(月)	令和3年4月20日(火)	令和3年4月25日(日)	令和3年5月12日(水)	令和3年5月16日(日)	令和3年5月23日(日)	令和3年6月1日(火)	×	令和3年6月21日(月)
まん延防止等重点措置	宮城県	宮城県(5月5日まで)	宮城県(5月5日まで)	宮城県	宮城県	北海道(5月9日～措置開始)	北海道	群馬県(6月13日まで)	群馬県(6月13日まで)	群馬県(～6月13日終了)	北海道
	大阪府	東京都	埼玉県	埼玉県	茨城県(～5月11日終了)	群馬県	埼玉県(5月31日まで)	埼玉県(5月31日まで)	埼玉県	埼玉県	埼玉県
	兵庫県	京都府(5月5日まで)	千葉県	千葉県	千葉県	埼玉県(5月31日まで)	千葉県(5月31日まで)	千葉県(5月31日まで)	千葉県	千葉県	千葉県
		大阪府(5月5日まで)	東京都	東京都	千葉県	千葉県(5月31日まで)	神奈川県(5月31日まで)	神奈川県(5月31日まで)	神奈川県	神奈川県	東京都
		兵庫県(5月5日まで)	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県(5月31日まで)	石川県(6月13日まで)	石川県(6月13日まで)	石川県(6月13日まで)	石川県	神奈川県
		沖縄県(5月5日まで)	愛知県	愛知県	岐阜県(5月9日～措置開始)	石川県	岐阜県(5月31日まで)	岐阜県(5月31日まで)	岐阜県	岐阜県	岐阜県(～6月20日終了)
			京都府(5月5日まで)	京都府	愛知県		岐阜県(5月31日まで)	三重県(5月31日まで)	三重県	三重県	愛知県
			大阪府(5月5日まで)	大阪府	三重県(5月9日～措置開始)		三重県(5月31日まで)	滋賀県(～5月22日終了)	滋賀県	滋賀県	滋賀県(～6月20日終了)
			兵庫県(5月5日まで)	兵庫県	愛媛県		愛媛県(5月31日まで)	熊本県(6月13日まで)	熊本県(6月13日まで)	熊本県	熊本県(～6月13日終了)
			沖縄県(5月5日まで)	沖縄県	沖縄県		熊本県	沖縄県			京都府
緊急事態措置		なし	なし	なし	東京都	東京都	北海道(5月31日まで)	北海道(5月31日まで)	北海道	北海道	北海道
				東京都	東京都	東京都(5月31日まで)	東京都(5月31日まで)	東京都(5月31日まで)	東京都	東京都	東京都
				京都府	京都府	京都府(5月31日まで)	京都府(5月31日まで)	京都府(5月31日まで)	京都府	京都府	京都府
				兵庫県	兵庫県	大阪府(5月31日まで)	大阪府(5月31日まで)	大阪府(5月31日まで)	大阪府	大阪府	大阪府
					福岡県	福岡県	福岡県(5月31日まで)	福岡県(5月31日まで)	福岡県	福岡県	福岡県
						岡山県(5月31日まで)	岡山県(5月31日まで)	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県(～6月20日終了)
						広島県(5月31日まで)	広島県(5月31日まで)	広島県	広島県	広島県	広島県(～6月20日終了)
						福岡県(5月31日まで)	福岡県(5月31日まで)	福岡県	福岡県	福岡県	福岡県(～6月20日終了)
							沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県	沖縄県
赤字は新規対象地域 濃い赤字はまん防→緊急事態に指定替え 濃い青字は緊急事態→まん防に指定替え 青字は終了地域	備考	東京都以外は5月5日までが措置期間	宮城県、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県は5月5日までが措置期間	すべての都府県で措置期間が5月11日までとされた	まん延防止重点措置に追加となった1道2県は5月9日から措置開始		沖縄県以外は5月31日までが措置期間	群馬県、石川県、熊本県を除く都府県の措置期間を6月20日まで延長			